

滋賀県障害者プラン

～すべての人が生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会をめざして～

基本的事項

◆計画の位置付け

- ・障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向を示す計画
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉計画として、障害福祉サービスの提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画

◆計画期間

平成 27～32 年度の 6 年間（ただし、「重点施策」および「障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項」は平成 27～29 年度の 3 年間）

基本理念と基本目標

◆基本理念

“みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる”

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮するなど、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指す。

＜2つの起点＞

- ア「ひと」：既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、支援を担う人を起点に考え、障害のある人が望む生活を自ら選び決定できるよう、その人のニーズや能力に合った支援を行うための施策を進める。
- イ「まち」：障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進める。

◆基本目標

“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”

＜5つの視点＞

- その人らしく：障害のある人の自己選択、自己決定のもと自立した生活を実現
- いつでも：重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現
- だれでも：制度の谷間のない支援、障害理解の推進
- どこでも：ニーズに即した先進的な取組を全県的に推進
- みんなで取り組む：自助・共助・公助の力を合わせ、県民みんなが協働し自立生活を実現

重点施策

平成 27 年度からの 3 年間に次の 8 つの事項に重点的に取り組みます。

1. 発達障害のある人への支援の充実

- 発達障害のある人に特化した専門サービスの充実
- 福祉と教育の連携による切れ目のない就労支援の強化
- 発達障害のある人を理解し支える身近な人の輪を広げる取組の推進
- 県庁組織における分野横断的な施策構築の推進

2. 障害のある人の就労支援の促進

- 就労移行支援事業所の機能強化による一般就労への移行支援
- 知的障害のある人の職域拡大
- 就労の実現に向けた教育の推進
- 発達障害のある人に対する福祉と教育の連携による就労支援の強化（再掲）
- 障害者雇用についての理解の促進
- 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実

- 障害高齢者に対する支援方策の検討
- 重症心身障害者の地域生活を支える医療的ケアの充実
- 強度の行動障害を示す障害者への支援の充実

4. 精神障害のある人への支援の充実

- 精神疾患の早期発見・治療と精神障害のある人の早期支援の促進
- 退院可能な患者の地域移行の促進と訪問型支援による地域生活支援の充実

5. インクルーシブ教育システムの構築

- 様々な障害種別や児童生徒の教育的ニーズに対応できる体制づくり、学校間連携の推進

6. 障害のある子どもへの支援の充実

- 障害のある子どもが通う放課後等デイサービス事業所等の支援の質の向上
- 障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実に向けた検討

7. 福祉圏単位の相談機能、支援ネットワークづくりの充実

- 様々な障害に関する福祉圏単位の専門的広域的な相談機能の充実や支援ネットワークづくりの推進

8. 障害者のスポーツ、芸術・文化活動の推進

- 本県で開催される全国障害者スポーツ大会を見据えた環境整備
- 東京オリンピック・パラリンピックに向けての障害者芸術・文化活動の振興

主要施策の方向

基本目標の実現に向け、各分野において主要施策の方向性を示します。

1. とともに暮らす

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を谷間なく届けることができるよう一層取り組みます。

主な施策

- ア 地域における住まいの場の確保
- イ 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援
- ウ 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実
- エ 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

主な数値目標

公営住宅の建替等によるバリアフリー化実施率 ⇒ 100% (H32年度)

2. とともに学ぶ

障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。また「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。

主な施策

- ア 教育環境の充実
- イ 障害のある児童生徒への教育、相談・支援体制の充実
- ウ 学校や地域における交流や学習の推進

主な数値目標

個別の教育支援計画を作成している児童生徒の割合	小学校	⇒ 80% (H30年度)
	中学校	⇒ 80% (H30年度)
	高等学校	⇒ 50% (H30年度)

3. とともに働く

障害のある人の「働きたい」という思いに応えることができるよう、企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指します。こうした取組を進めるため、教育・福祉・労働の連携を進めます。

主な施策

- ア 企業で働く人や働きたい人への支援
- イ 企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進
- ウ 企業で働くことが困難な人への支援
- エ 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

主な数値目標

法定雇用率達成企業割合 ⇒ 65% (H32年度)

4. とともに活動する

スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

主な施策

- ア 障害のある人のスポーツの推進
- イ 障害のある人の文化芸術活動の推進
- ウ 地域における余暇活動の支援
- エ 社会参加の促進
- オ 障害のある人の本人活動や交流への支援

主な数値目標

障害者アート公募展への応募者数 ⇒ 290人（H32年度）

5. 共生のまちづくり

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法による取組を強化するとともに、障害のある人が安全な地域生活を送れるよう、防災・防犯対策の推進に努めます。

主な施策

- ア 障害者理解の促進
- イ 差別の解消および権利擁護の推進
- ウ 「公私協働により福祉しが」の実践による福祉サービスの向上
- エ 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実
- オ 福祉のまちづくりの推進
- カ 保健・医療サービスの充実
- キ 防災・防犯体制の充実
- ク 難病患者に関するサービスや制度の推進

主な数値目標

駅のバリアフリー化率（乗客1日3,000人以上） ⇒ 100%（H32年度）

障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項

障害者総合支援法第 89 条に基づく障害福祉計画として、平成 29 年度における成果目標をはじめ、障害福祉サービスの提供体制の確保等について定めます。

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

成果目標

- ①福祉施設への入所者のうち、地域生活に移行する者の人数 ⇒ 21 人 (H27 年度～H29 年度の累計)
- ②県内の福祉施設に入所する者の人数 ⇒ 932 人 (H29 年度末)
- ③他県の福祉施設に入所する県民 ⇒ 一人でも多くの人の県内での生活の実現

関連施策

- ア 地域における住まいの場の確保
- イ 重度障害者への支援の充実
- ウ 障害高齢者への支援の充実

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

成果目標

- ①入院後 3 か月時点の退院率 ⇒ 64%以上
- ②入院後 1 年時点の退院率 ⇒ 91%以上
- ③長期在院者数 (入院期間が 1 年以上である者の数) ⇒ 1,242 人 (H29 年 6 月末)

関連施策

- ア 入院早期からの地域生活への移行に向けた環境整備の促進
- イ 地域における住まいの場の確保
- ウ 精神科医療の充実
- エ 医療、保健、福祉の連携による包括的支援体制の整備
- オ 精神障害に対する正しい理解の促進

3. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

成果目標

- ①地域生活支援拠点等の整備 ⇒ 各市町または各圏域に少なくとも 1 つ (注)

(注) 地域生活支援拠点については、国においてモデル事業の実施が予定されています。こうした事業を通じて地域生活支援拠点のイメージが具体的になる中で、市町の検討状況も踏まえながら、然るべき段階で計画を見直し目標値を再設定することとします。

関連施策

- ア 地域生活を支援する機能 (相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ等) を集約、または地域において機能を分担して担う拠点等の整備の推進
- イ 相談支援体制の充実
- ウ 滋賀県障害者自立支援協議会による地域ケアシステムの機能強化の推進

4. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

成果目標

- ①福祉施設利用者のうち一般就労に移行する者 ⇒ 144人
- ②就労移行支援事業所の利用者数 ⇒ 388人（H29年度末）
- ③就労移行支援事業所ごとの就労移行率 ⇒ 就労移行率3割以上の事業所を全体の50%以上に
- ④全就労移行支援事業所の就労移行率 ⇒ 20%以上

関連施策

- ア 障害者雇用への理解や受入れのための環境整備の促進
- イ 就労移行支援事業所等の機能強化
- ウ 就労に向けた教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実
- エ 就労に向けた訓練・実習の場の確保
- オ 発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援
- カ 福祉的就労における就労収入の向上
- キ 障害者優先調達推進

5. 障害児支援体制の整備

- ア 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備
- イ 早期発見・早期治療の推進
- ウ 療育・子育て支援策の推進
- エ 教育との連携
- オ 医療等の特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備
- カ 障害児支援から障害者支援への切れ目のない支援の強化

6. 人材の確保と資質の向上

- ア サービスの提供に関わる従事者の研修を通じた実践者の育成
- イ 障害者に対する虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

7. 活動指標

福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、平成29年度における障害者雇用の推進に関する活動指標を設定するとともに、障害福祉計画の計画期間である平成27年度から29年度について、障害者総合支援法に基づくサービス等の事業量を見込むものです。

ア 障害者雇用の推進に関する活動指標

指標	29年度目標
①就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数	149人
②公共職業安定所のチーム支援による福祉施設利用者の支援件数	144人
③福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、委託訓練事業の受講者数	15人
④福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者トライアル雇用の開始者数	58人
⑤福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援の対象者数	44人
⑥就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援の対象者数	80人

イ 障害福祉サービスの見込量（月間）

○訪問系サービス

種 類	27年度見込量	28年度見込量	29年度見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	64,597 時間	67,870 時間	71,167 時間
	3,610 人	3,799 人	3,998 人

○日中活動系サービス

種 類	27年度見込量	28年度見込量	29年度見込量
生活介護	54,874 人日分	57,040 人日分	59,302 人日分
	2,859 人	2,970 人	3,085 人
自立訓練（機能的訓練）	742 人日分	836 人日分	891 人日分
	48 人	54 人	59 人
自立訓練（生活訓練）	2,512 人日分	2,800 人日分	3,160 人日分
	166 人	185 人	206 人
就労移行支援	4,588 人日分	5,342 人日分	6,236 人日分
	295 人	336 人	388 人
就労継続支援（A型）	6,832 人日分	7,350 人日分	7,891 人日分
	350 人	376 人	404 人
就労継続支援（B型）	52,504 人日分	54,927 人日分	57,994 人日分
	2,968 人	3,093 人	3,252 人
療養介護	266 人	275 人	282 人
短期入所（福祉型）	4,895 人日分	5,161 人日分	5,429 人日分
	986 人	1,045 人	1,110 人
短期入所（医療型）	429 人日分	472 人日分	512 人日分
	82 人	90 人	98 人

○居住系サービス

種 類	27 年度見込量	28 年度見込量	29 年度見込量
共同生活援助	1,174 人	1,261 人	1,345 人
施設入所支援	954 人	949 人	940 人

○相談支援

種 類	27 年度見込量	28 年度見込量	29 年度見込量
計画相談支援	5,851 人	6,613 人	7,419 人
地域移行支援	27 人	33 人	39 人
地域定着支援	24 人	29 人	32 人

○障害児通所支援

種 類	27 年度見込量	28 年度見込量	29 年度見込量
児童発達支援	6,805 人日分	7,012 人日分	7,217 人日分
	1,353 人	1,405 人	1,463 人
放課後等デイサービス	7,805 人日分	9,288 人日分	10,757 人日分
	870 人	1,028 人	1,191 人
保育所等訪問支援	289 人日分	329 人日分	360 人日分
	145 人	176 人	194 人
医療型児童発達支援	272 人日分	287 人日分	316 人日分
	40 人	43 人	47 人

○障害児入所支援

種 類	27 年度見込量	28 年度見込量	29 年度見込量
福祉型児童入所支援	141	141	141
医療型児童入所支援	29	29	29

○障害児相談支援

種 類	27 年度見込量	28 年度見込量	29 年度見込量
障害児相談支援	1,616 人	1,782 人	2,007 人

平成27年（2015年）3月

滋 賀 県